

お一人様**500円**の掛金で最高**50万円**の見舞金！

交通災害共済

全席シートベルトを
着けましょう!!



に加入しましょう

令和6年中は、霧島市内で約**340名**を越える方が交通事故に遭い怪我をされました。もしもの時に備えて交通災害共済に加入しましょう。

加入できる人

霧島市に住民登録をしている人。

掛金

1人につき**500円**

加入方法

各世帯（個人）にお届けする加入申込書（納付書）に記載されている掛け金額を添えて、霧島市内の金融機関やコンビニエンスストア等で納入してください。

共済期間

**令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで**

※共済期間途中からでも加入することができます。但し、その場合は納入日の翌日から令和8年3月31日までが共済期間となります。

請求要件

共済期間中の交通事故により、死亡あるいは7日以上入院・通院実日数を要した方が対象です。なお、見舞金の請求期間は、**事故発生から2年以内**です。

対象となる交通事故

日本国内の道路等における、交通用具（自転車、原付自転車、自動二輪車、自動車等）の運行に起因した人身事故で自損事故も含まれます。（ただし、電動カー及び車いすなどは歩行者とみなされますので、これらの自損事故での請求はできません。）

注意事項

交通事故が発生したら必ず警察署に届出をしてください。自転車での自損事故であっても届出をしてください。

※請求の際、**交通事故証明書**が必要になります。
※故意又は重大な過失により交通事故を起こした場合、見舞金の全部又は一部が支払われないことがあります。（無免許・酒気帯び運転など）

見舞金

災害程度（入通院実日数）	死亡した場合	500,000円
	180日以上 of 傷害	140,000円
	150日～179日の傷害	105,000円
	120日～149日の傷害	90,000円
	90日～119日の傷害	75,000円
	60日～89日の傷害	60,000円
	30日～59日の傷害	45,000円
	15日～29日の傷害	30,000円
7日～14日の傷害	20,000円	

交通災害共済の加入方法のご案内

① 加入手順

- ①「加入申込書兼領収書」は、住民票の世帯構成を基に各個人ごとに同封してありますので確認してください。
 - ② 加入される方は、加入申込書を切り離さずに裏面「納付場所」に記載してある**金融機関等において掛け金を納付してください。コンビニエンスストアでも納付できます。**
 - ③「領収証」は請求の際に必要なになりますので、大切に保管してください。
- ※ご家族の中に入らない方がいる場合は、その方の分を除いて納付してください。
- ※不用になった加入申込書は、お手数ですが各自で処分してください。

② 加入の際の注意事項

- ・加入申込書は自分で切り離さないでください。
- ・令和7年4月1日以降も加入できます。ただし、共済期間の開始日は掛け金領収日の**翌日**となります。
- ・就学のため市外へ転出している学生も加入できます。ただし、見舞金請求時に在学証明書等が必要です。
- ・**令和6年12月末現在の住民基本台帳を元に加入申込書を作成**するため、それ以降に本市へ転入、また出生された方の加入申込書は送付していません。
- ・市外に就学で転出されている方の加入を希望される場合や加入申込書を紛失された場合は、加入申込書を再発行しますので、下記へお問い合わせいただくか、最寄りの担当窓口へお越しください。
- ・転出、死亡された方の加入申込書が届いた場合は、お手数ですが破棄してください。返送・転送は不要です。
- ・見舞金の請求期間は、事故の発生日から2年以内です。
- ・見舞金の請求には、**交通事故証明書、診断書**が必要です。交通事故発生の際は、必ず、警察に届け出てください。届け出をしなければ「交通事故証明書」は発行されません。

③ 見舞金請求方法（お近くの総合支所でお手続きができます）

- ① 提出書類 ◎交通事故証明書（コピー可）
◎診断書、診療報酬明細書（コピー可）
※診断書は定型の様式がありますので、事前にご相談下さい
※コピーを提出する場合は、必ず病院の原本証明印の押印が必要です。
※保険会社からコピーを取り寄せる場合は、すべての書類に保険会社の原本証明印の押印が必要です。
 - ② 作成書類 ◎霧島市交通災害共済見舞金請求書兼内容調査同意書 ◎事故発生状況報告書
 - ③ 申請者本人の振込先の通帳と印鑑（認印）をご持参ください。
- ※詳細については、請求前に必ず一度お問い合わせください。

④ お問い合わせ連絡先

● 霧島市役所 代表電話 ☎ 45-5111

- 市長公室安心安全課 交通防犯グループ（内線 1161、1162、1163）
- 隼人地域振興課 地域振興グループ（内線 5016、5055）
- 溝辺総合支所 地域振興課（内線 6033）
- 横川総合支所 地域振興課（内線 6341）
- 牧園総合支所 地域振興課（内線 5417）
- 霧島総合支所 地域振興課（内線 5815）
- 福山総合支所 地域振興課（内線 6805）